

2024年度

商品内容のご説明

組合員企業で働くみなさまへ

新規加入・増額のおすすめ



ネットコープ医療共済制度

総合医療保険(団体型)

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

▶ ケガや病気等による入院・手術等の保障 ◀

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック
欄

☐ 保障内容はニーズに合致していますか。

☐ ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の
公的保険ポータルはこちら



効力発生日 と 申込締切日

申込締切日 2024年 1月31日[水]

効力発生日 2024年 4月1日 増額のお申込みは年1回です。

毎月加入いただけます!!

●当保険制度は追加募集をしておりますので、上記効力発生日以外でも加入可能です。追加募集時に加入される場合は、以下の効力発生日・申込締切日をご確認のうえ、ネットコープ共済事務局へ「加入申込書兼告知書」をご提出ください。

効力発生日 引受保険会社が「加入申込書兼告知書」を受理した場合、その翌月1日となります。

申込締切日 毎月5日

「加入申込書兼告知書」は
ネットコープ共済事務局へ
ご提出ください。



当パンフレットには全国情報ネットワーク協同組合と保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」・「ご加入のみなさまへ」・「正しく告知いただくために」等の重要事項が含まれております。お申込み前に必ずお読みください。
なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管してください。

全国情報ネットワーク協同組合

個人情報の取扱いに関する全国情報ネットワーク協同組合と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、全国情報ネットワーク協同組合(以下、「協同組合」といいます。)を保険契約者とし、協同組合所属(加盟)の事業所(以下、「事業所」といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたっては、協同組合および事業所は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、協同組合がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。
協同組合および事業所は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
- 引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、給付金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、協同組合、事業所等へその目的の範囲内で提供します。
- また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き協同組合、事業所および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。



ご相談窓口等

- ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

<団体お問合せ先>

全国情報ネットワーク協同組合

ネットコープ共済事務局 TEL:0120-368-377(通話料無料)

【受付時間 月曜日～金曜日 午前10:00～11:30 午後1:30～4:00(祝日を除く。)]

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町4-5-5 藤ビル3階

TEL:03-3517-4501 FAX:03-3517-4500

メールアドレス:nc-kyosai@net-coop.jp HP:https://net-coop.jp

<日本生命お問合せ先>

日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL:0120-563-925(通話料無料)

※お問合せの際には、記号証券番号(900-95225)をお知らせください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)]

<指定紛争解決機関>

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

<「障がい」の表記> 当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有な名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。



「N-コンシェルジュ」

(企業保険商品付帯サービス)のご案内

ネットコプ医療共済制度
総合医療保険(団体型)
ご加入者特典!

N-コンシェルジュは、対象商品のご加入者のみなさまがご利用になれるサービスです。健康管理から趣味に至るまで豊富なメニューをご用意。以下のURLより今すぐご確認ください。

生活に役立つ情報・特典がいっぱい!!

1 ベネフィットN



生活、レジャー・エンタメ、グルメ等の
豊富なメニューを優待価格でご利用になれます。

2 バリューサービス



日本生命グループおよび提携先より、各種商品・
サービスを期間限定で特別優待価格にてご提供
します。

3 ヘルスケアサポート



健康、介護、メンタルヘルスに関してのご相談を
専門家がお受けいたします。ご加入者のみならず、
同居のご家族も無料でご利用になれます。

N-コンシェルジュへのアクセス方法は簡単!!

【URL】<https://nlp.smktg.jp/public/seminar/view/121>



「お気に入り」に登録されたみなさまへ

ログイン後のTOPページを「お気に入り(ブックマーク)」に追加されると、再アクセス時にログイン画面が表示されます。ログインIDには「netcoop」を入力してください。

【ご留意点】

●「N-コンシェルジュ」(加入者向けサービス)をご利用になれるのは、日本生命対象商品にご契約されている団体の加入者となります。新規に加入された場合、加入月(効力発生日)の第4日曜日の翌日午前8時からご利用可能です。ご加入日はパンフレットをご確認ください。なお、お手続き状況によっては、ご利用が1カ月遅れる場合がございますので、ご了承ください。＜対象商品＞所定の要件を満たす(新)団体定期保険、総合医療保険(団体型)、3大疾病保障保険(団体型)、または団体長期障害所得補償保険 ●「ヘルスケアサポート」は、加入者の同居の家族もご利用になれます。●「N-コンシェルジュ」の特典である商品・サービスのうち、各提携先が提供する商品・サービスのご利用に関して生じた損害について、日本生命は責任を負いません。●12月31日～1月3日、5月3日～5月5日、3月・6月・9月・12月の25日直前の日曜日は定期メンテナンスのため、当サービスはご利用できません。定期メンテナンス日以外も、定期または不定期にご利用を停止する場合があります。●記載の情報は、2022年3月現在の情報です。サービスは予告なく、変更または終了する場合があります。

ヘルスケアサポート サービス内容について

電話相談

健康・介護・メンタルヘルスに関するお電話は
0120-800-173 (通話料無料)

※ご利用の際、相談員から団体名・年齢・性別・お住まいの都道府県をお伺いします。また、左記電話番号をご利用にならない場合には、お手数ですがメール相談のご利用、もしくは**03-6737-9626** (通話料お客様負担) をご利用ください。なお、メール相談については、前述のURLよりご利用になれます。

メンタルヘルスサポート

◆メンタルヘルス相談

メンタルヘルスについて看護師等に相談することができます

メール・ネット

電話

【受付時間】 24時間 年中無休

◆メンタルヘルスカウンセリング

メンタルヘルスについて臨床心理士等がカウンセリングをいたします (予約制)

電話

【予約受付時間】 月～金曜日(祝日・12/29～1/4を除く)9:30～17:00
【実施時間】 月～金曜日(祝日・12/29～1/4を除く)9:30～17:00

◆メンタルヘルスカウンセリング

全国47都道府県にあるカウンセリングルームで、メンタルヘルスについて臨床心理士等がカウンセリングをいたします (予約制)

対面

【予約受付時間】 月～金曜日(祝日・12/29～1/4を除く)9:30～17:00
【実施時間】 月～金曜日(祝日・12/29～1/4を除く)10:00～20:00
土曜日(祝日・12/29～1/4を除く)10:00～18:00

■看護師等がカウンセリングを必要と判断した場合は、以下の電話カウンセリングをご案内することがあります
■メール相談と電話相談は相談の応対者が異なるため、相談内容が連携されることはありません
■メール相談の標準回答は4営業日以内(土日祝日・12/29～1/4を除く)です
■お電話をいただいた後、コールセンターから改めてカウンセリング日時と連絡先をご案内します
■予約制 1回30分です
■予約の際、お名前、団体名、部署名、電話番号等をお伺いします
■お一人様につき年間5回までご利用になれます

■お電話をいただいた後、コールセンターから改めてカウンセリング日時と連絡先をご案内します
■カウンセリングルームにより実施時間は異なります
■予約制 1回50分です
■予約の際、お名前、団体名、部署名、電話番号等をお伺いします
■お一人様につき年間3回まで無料でご利用になれます

健康管理・介護サポート

◆健康・介護相談

お体の不調や健康管理、ご家族の介護に関する相談に
看護師等がお応えします

メール・ネット

電話

【受付時間】 24時間 年中無休

◆医療機関・介護施設案内

お近くの医療機関・介護施設や専門の医療機関の情報を
ご提供します

メール・ネット

電話

【受付時間】 24時間 年中無休

◆有料老人ホーム・健康サービスの取次ぎ

メール・ネット

電話

【受付時間】 月～金曜日(祝日・12/30～1/3を除く)9:00～17:00

◆専門医相談・女性専用相談・育児相談・ 管理栄養士相談

電話

専門医相談 約250名の指導医や独自に集積した専門医データベースの中から病状に応じた適切な医師に相談できます
女性専用相談 女性限定で、健康に関する悩みを女性医師に相談できます
育児相談 お子様(小学生まで)の健康に関する悩みについて、小児科医、看護師等に相談できます
管理栄養士相談 健康保持増進のための栄養、食事に関する悩みについて管理栄養士が相談を受けます

【受付時間】 24時間 年中無休

■メール相談と電話相談は相談の応対者が異なるため、相談内容が連携されることはありません
■メール相談の標準回答は4営業日以内(土日祝日・12/29～1/4を除く)です
■紹介状等は発行しておりません
■受診料等は自己負担となります
■メール相談の標準回答は4営業日以内(土日祝日・12/29～1/4を除く)です

■有料老人ホームの取次ぎでは、全国で提携している有料老人ホームの「入居一時金割引」や「体検入居割引」のご案内をします
■健康サービスの取次ぎでは、人間ドックの割引取次ぎ、および情報提供を行います

■本サービスは相談であり、診察・診療ではありません
■電話相談のみで紹介状の発行も可能です
ただし、発行する紹介状は相談情報提供書であるため、医療法上の診療情報提供書とは異なります
このため、紹介先の医療機関を受診する際に特定療養費(初診料)がかかる場合があります

サポート

◆FP・税務相談

遺産相続や相続税に関する相談、その他相続手続きについて税理士に
相談できます

電話

【受付時間】 月～金曜日(祝日・12/28～1/4を除く)10:00～18:00

■遺産相続やさまざまな手続きをまとめた冊子(遺族向けガイドブック)をヘルスケアサポートのWEBサイトにてご確認になれます
■電話番号は他のサービスと異なります。遺族向けガイドブックに記載しております
■ご加入者のご遺族のご相談の利用期間は万一の際から3年間となります

【ヘルスケアサポートについてのご留意点】

緊急の相談・美容相談・民間療法の相談等については、相談いただけない場合があります。
医療過誤・医療訴訟等には対応できません。一般的な情報提供を目的としており、医師による診療行為またはこれに類似するものではありません。

保障額と保険料

対象		本人・配偶者		
入院給付金日額		3,000円	5,000円	10,000円
保険年齢	15歳～19歳 (2004.10.2生～2009.10.1生)	399 円	665 円	1,330 円
	20歳～24歳 (1999.10.2生～2004.10.1生)	612 円	1,020 円	2,040 円
	25歳～29歳 (1994.10.2生～1999.10.1生)	852 円	1,420 円	2,840 円
	30歳～34歳 (1989.10.2生～1994.10.1生)	933 円	1,555 円	3,110 円
	35歳～39歳 (1984.10.2生～1989.10.1生)	921 円	1,535 円	3,070 円
	40歳～44歳 (1979.10.2生～1984.10.1生)	945 円	1,575 円	3,150 円
	45歳～49歳 (1974.10.2生～1979.10.1生)	1,122 円	1,870 円	3,740 円
	50歳～54歳 (1969.10.2生～1974.10.1生)	1,446 円	2,410 円	4,820 円
	55歳～59歳 (1964.10.2生～1969.10.1生)	1,965 円	3,275 円	6,550 円
	60歳～64歳 (1959.10.2生～1964.10.1生)	2,613 円	4,355 円	8,710 円
継続加入のみ	65歳～69歳 (1954.10.2生～1959.10.1生)	3,546 円	5,910 円	11,820 円
	70歳 (1953.10.2生～1954.10.1生)	4,506 円	7,510 円	15,020 円
	71歳 (1952.10.2生～1953.10.1生)	4,881 円	8,135 円	16,270 円
	72歳 (1951.10.2生～1952.10.1生)	5,268 円	8,780 円	17,560 円
	73歳 (1950.10.2生～1951.10.1生)	5,640 円	9,400 円	18,800 円
	74歳 (1949.10.2生～1950.10.1生)	6,024 円	10,040 円	20,080 円
	75歳 (1948.10.2生～1949.10.1生)	6,396 円	10,660 円	21,320 円

対象		子ども
入院給付金日額		3,000円
保険年齢	3歳～22歳 (2001.10.2生～2021.10.1生)	531 円

- 保険料は毎月口座から振替えます。口座振替については6ページの「お申込み手続きのスケジュールについて」をご確認ください。
[収納代行会社：明治安田収納ビジネスサービス（株）]
- 上記は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に加入者数等に基づき算出し、更新日（今回は2024年4月1日）から適用します。追加募集の際に加入される場合は、保険料が確定している可能性があります。保険料は直近更新日時時点の保険年齢で確認のうえ、詳細は、ネットコープ共済事務局までご確認ください。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。
- 年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の給付金日額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

月払保険料（概算）

月払保険料（概算）

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」・「ご加入のみなさまへ」・「正しく告知いただくために」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。



加入資格

- 以下の加入資格の他、「加入申込書告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。
- 《本人》 公的医療保険制度に加入している全国情報ネットワーク協同組合（ネットコープ）の組合員企業の役員・従業員および全国情報ネットワーク協同組合（ネットコープ）の役員・従業員の方で
新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
- 《配偶者》 全国情報ネットワーク協同組合（ネットコープ）の組合員企業の役員・従業員および全国情報ネットワーク協同組合（ネットコープ）の役員・従業員と生計を一にする配偶者の方で
新規加入・増額は、年齢満18歳以上70歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
- 《子ども》 全国情報ネットワーク協同組合（ネットコープ）の組合員企業の役員・従業員および全国情報ネットワーク協同組合（ネットコープ）の役員・従業員と生計を一にすることもで年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。
ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。

【ご注意】

- (1)一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たさざり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
 - (2)本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
 - (3)配偶者・子どものみで加入することはできません。
 - (4)配偶者は本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
 - (5)保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
 - (6)組合員企業（事業主）が全国情報ネットワーク協同組合の組合員企業資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
(この場合、加入されているその組合員企業（事業主）の役員・従業員も年齢によらず脱退となります。)
- また、本人が退職・転籍出向等で上記加入資格を失われた場合にも、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

お申込み手続きのスケジュールについて

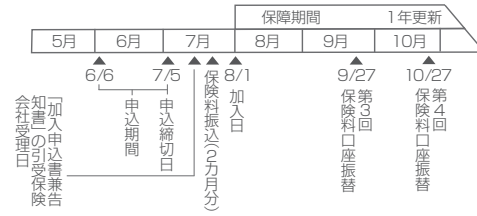
毎月5日、ネットコープ共済事務局必着にて「加入申込書告知書」を提出いただきます。
選択いただいた初回のお支払い方式により、加入日が決定されます。

①第1回・第2回保険料が振込方式の場合
申込締切日の翌月1日が加入日となります。
第1回保険料および第2回保険料を締切月の27日までに指定口座にお振込みください。
第3回保険料から口座振替となります。（口座振替日：毎月27日）

②第1回保険料がキャッシュレス方式の場合
申込締切日の翌々月1日が加入日となります。
第1回保険料は、加入日の前月27日に口座振替となります。

※以降は、当月分保険料を前月27日に自動的に口座振替いたします。

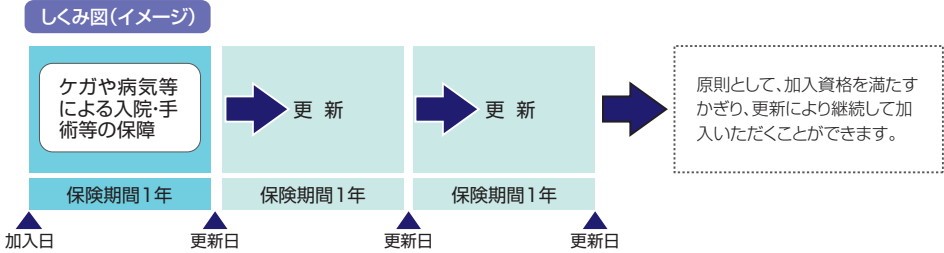
〈例〉第1回・第2回保険料が振込方式の場合（8/1加入日の場合の例）



*27日が休日の場合は、口座振替日は翌営業日となります。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者（被保険者）の保険期間中のケガや病気等による入院・手術等に対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。



主な保障内容

保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。
給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が入入日（＊）以後に生じることが必要となります。
（＊）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

給付の名称	お支払事由の概要	お支払額	お支払限度 ※ 1
入院給付金	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	[1回の入院※2] 124日 [通算] 1,095日
手術給付金(20倍) ※3	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 20	通算なし
手術給付金(5倍) ※3	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 5	[通算] 30回
放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき	入院給付金日額 × 10	通算なし (60日の間に1回)

・骨髄幹細胞の採取のための入院・手術の保障は、総合医療保険（団体型）への加入日（＊）からその日を含めて1年経過後の入院・手術にかぎります。
（＊）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。
ただし、新医療保障保険（団体型）から総合医療保険（団体型）への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内の骨髄幹細胞の採取のための入院・手術であってもお支払い対象となります。（この場合、継続加入時における新医療保障保険（団体型）または総合医療保険（団体型）の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。）

- ※ 1 お支払限度については、更新前後のお支払日数（回数）を通算します。
- ※ 2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。
- ※ 3 公的医療保険制度の対象手術でも、一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。
＜対象外の手術の例＞・・・「創傷処理」「皮膚切開術」等
また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。
この場合、手術給付金（20倍）をお支払いするときは、手術給付金（5倍）のお支払いはいいたしません。

ご参照

保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上表の注記（※1～※3）等の制限事項の詳細については、【注意喚起情報】「給付金をお支払いしない主な場合」（9ページ）、「法令等の改正に伴う変更」（10ページ）、「制度の詳細とその他取扱い」「給付金のお支払事由」（11ページ～12ページ）、ならびに「ご加入のみなさまへ」を必ずご確認ください。

保険期間

- 保険期間は効力発生日～2025年3月31日までです。
以降は毎年4月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

受取人

- 本人（主たる被保険者）・配偶者・こどもの入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金を受取人は本人（主たる被保険者）です。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。
- 脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は全国情報ネットワーク協同組合が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した家族特約付総合医療保険（団体型）契約に基づいて運営します。

引受保険会社 日本生命保険相互会社

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。



特に注意いただきたい事項について（注意喚起情報） 総合医療保険（団体型）

この「注意喚起情報」は、ご加入（＊）のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

（＊）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。



クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入（＊）のお申込みにクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

- 告知の義務**
- 健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。（これを告知義務といいます。）
 - 傷病歴等があった場合でも、すべてのご加入（＊）のお申込みをお断りするものではありません。
 - 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面（「申込書兼告知書」等）にて告知してください。
- 正しく告知いただけない場合の取扱い**
- 告知義務に違反された場合は、ご加入（＊）を解除させていただき、給付金をお支払いできないことがあります。
- 告知内容等の確認**
- 後日、給付金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。
- ※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入（＊）を承諾した場合、2024年4月1日（加入日（＊））から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。（更新できません。）
- 当保険制度は追加募集をしておりますので、上記加入日（＊）以外でも加入可能です。追加募集においては、引受保険会社にご加入を承諾した場合、所定の加入日から保険契約上の責任を負います。
- 追加募集時に加入される場合は、毎月5日までネットコープ共済事務局へ「加入申込書兼告知書」をご提出ください。なお、引受保険会社が「加入申込書兼告知書」を受理した場合、加入日は、その翌月1日となります。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入（＊）を承諾する権限がありません。

給付金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、給付金をお支払いしないことがあります。
 - (1) 次のいずれかにより給付金のお支払事由に該当した場合
 - ・保険契約者、被保険者、給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
 - ・被保険者の犯罪行為によるとき
 - ・被保険者の精神障がいの状態、泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間や、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・被保険者の薬物依存によるとき
 - ・頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないものによるとき（原因の如何を問いません。）
 - ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき
 - (2) 原因となる疾病や不慮の事故が加入日（＊）前に生じている場合
 - ※ただし、加入日（＊）からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき等は、加入日（＊）以後の原因によるものとみなします。
 - (3) 告知義務違反による解除の場合
 - (4) 詐欺による取消の場合
 - (5) 不法取得目的による無効の場合
 - (6) 保険契約が失効した場合
 - (7) 重大事由による解除の場合
- 詳細は、「ご加入のみなさまへ」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日
 - ②加入資格を失われた日
 - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。（例えば、7月24日に脱退された場合、7月分保険料を払込みいただき、7月31日が保障終了日となります。）
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度内容の変更

- 全国情報ネットワーク協同組合の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

法令等の改正に伴う変更

- この保険契約のお支払事由、保険料その他この保険契約の内容（以下、「お支払事由等」といいます。）にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約のお支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約のお支払事由等を変更することがあります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
 - （お問合せ先）生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
 - 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
 - 午前9時～正午、午後1時～午後5時
 - ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

給付金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、「ご加入のみなさまへ」に記載しておりますので、ご確認ください。なお、給付金のご請求は、全国情報ネットワーク協同組合経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、給付金をお支払いする必要がありますので、給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、給付金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに全国情報ネットワーク協同組合のご相談窓口にご連絡ください。
- 給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。（<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>）

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。

更に詳しい内容について（制度の詳細とその他取扱い）

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。
お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
また、「契約概要」・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。



給付金のお支払事由

【入院給付金】

- お支払いは、被保険者が保険期間中に次の①または②に定める入院をされた場合にかぎりず。
 - ①加入日（＊）以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、1泊2日以上継続して入院をされた場合
※お支払いの対象となる入院は、治療を目的として医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合にかぎりず。
 - ②骨髄幹細胞の採取術を直接の目的として、1泊2日以上継続して入院をされた場合
※総合医療保険（団体型）への加入日（＊）からその日を含めて1年経過後の入院に限るものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けられることを要します。
ただし、新医療保障保険（団体型）から総合医療保険（団体型）への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内の骨髄幹細胞の採取術のための入院であってもお支払対象となります。（この場合、継続加入時における新医療保障保険（団体型）または総合医療保険（団体型）の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。）
※お支払いの対象となる入院は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合にかぎりず。
- お支払いは、1回の入院について124日、通算して1,095日を限度とします。
※お支払限度については、更新前後のお支払日数を通算します。
- 複数回の入院をされた場合、以下のようにお取扱いいたします。
入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上された場合、それぞれの入院の原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなし、お支払日数の限度を適用します。ただし、入院給付金をお支払いすることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

【手術給付金（20倍）】

- お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ1泊2日以上継続した入院中に次の①または②に定める手術を受けられた場合にかぎりず。
 - ①加入日（＊）以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合
※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎりず。
 - ②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合
※総合医療保険（団体型）への加入日（＊）からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。
ただし、新医療保障保険（団体型）から総合医療保険（団体型）への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内に受けられた骨髄幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。（この場合、継続加入時における新医療保障保険（団体型）または総合医療保険（団体型）の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。）
※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎりず。
- 同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてののみがお支払いの対象となります。

【手術給付金（5倍）】

- お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ外来または日帰り入院中に、次の①または②に定める手術を受けられた場合にかぎりず。
 - ①加入日（＊）以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合
※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎりず。
 - ②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合
※総合医療保険（団体型）への加入日（＊）からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。
ただし、新医療保障保険（団体型）から総合医療保険（団体型）への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内に受けられた骨髄幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。（この場合、継続加入時における新医療保障保険（団体型）または総合医療保険（団体型）の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。）
※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎりず。
- 同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてののみがお支払いの対象となります。この場合、手術給付金（20倍）をお支払いするときは、手術給付金（5倍）のお支払いはいいたしません。
- お支払いは、通算30回を限度とします。
※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

【放射線治療給付金】

- お支払いは、加入日（＊）以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の施術を受けられた場合にかぎりず。
- お支払いの対象となる施術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における施術にかぎりず。
- すでに放射線治療給付金のお支払事由に該当している場合、放射線治療給付金をお支払いすることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けられた施術がお支払いの対象となります。

（＊）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。



給付金をお支払いできないことがあります。お支払いに関する詳細は「ご加入のみなさまへ」をご覧ください。

ご注意

税務上のお取扱い

●保険料

この保険契約には新生命保険料控除制度が適用され、実質保険料（保険料から配当金を控除した金額）は、介護医療保険料控除の対象です。
※生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
ニッセイホームページ <https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojp/>
※介護医療保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
※当ネットコープ医療共済制度以外に介護医療保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当ネットコープ医療共済制度のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

●給付金

入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金は、主たる被保険者が受取人の場合、非課税です。

税務の取扱い等について、2023年7月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

正しく告知いただくために

医療保険(※)

(※) 医療保険の対象商品：総合医療保険(団体型)・新医療保障保険(団体型)・医療保障保険(団体型)

- ◆生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ◆この保険への新たなご加入もしくは給付金金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

1.健康状態等について、被保険者で本人があらのままを告知してください。(告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といえます。この保険に新たにご加入もしくは給付金金額等の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態について、「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認ください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

2.生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことになりません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

3.傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「6.「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

4.告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、給付金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。(※)
- 責任開始日から1年を経過していても、給付金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- お申込みいただいた内容を解除した場合には、給付金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。(ただし、給付金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、給付金等のお支払いをいたします。)

(※)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、給付金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。また、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。ただし、給付金等のお支払いにあたっては、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき、手術を受けたとき等は、告知義務違反等によりご契約または特約が解除される場合を除き、その入院・手術等は責任開始日以降の原因によるものとみなします。

5.後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、給付金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

6.「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

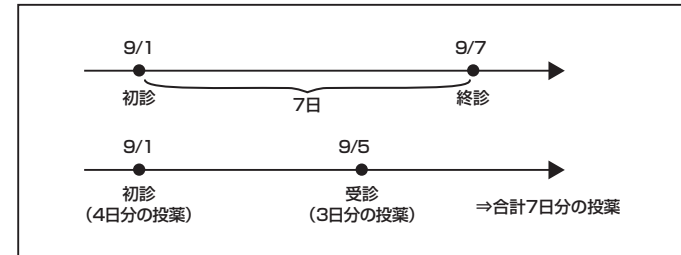
- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「申込書兼告知書」の裏面(※)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。
- (※)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。
- 主たる被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめるうえ、「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を記入のうえ、ご提出ください。
- 「申込書兼告知書」をご提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)、医療保障保険契約内容登録制度ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認ください。告知内容が事実と相違ないことを確認のうえ、「申込印(告知印)」欄に押印ください。
- 「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

「質問事項」

- (1) 申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬*1を受けたことがありますか。
- (2) 申込日から過去5年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または7日以上にわたり*2、医師の治療・投薬*1を受けたことがありますか。

「補足説明」

- *1 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
(注) 一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。
- *2 「7日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が7日以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が7日以上の場合や、合計7日分以上の投薬を受けた場合は、「7日以上」となります。



(注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- ・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- ・妊娠(正常)による入院

(注2) 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口からお取寄せいただき、ご提出ください。お申込みいただいた内容を断りすることもございますが、お申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。「被保険者の告知書」をご提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、「申込書兼告知書」とあわせて、団体窓口経由で生命保険会社へご提出ください。(この場合、「申込書兼告知書」についてもお申込内容をご記入のうえ、「申込印(告知印)」を押印ください。)

- 「申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- 「申込書兼告知書」をご提出された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加して告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由で生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加して告知いただいた内容によっては、お申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

総合医療保険(団体型)ご加入のみなさまへ 〈お申込みの前に必ずお読みください〉

I. 「医療保障保険契約内容登録制度」について

あなたのご契約内容が登録されます。

なお、以下の記載における医療保障保険(団体型)には、新医療保障保険(団体型)、およびこの保険契約(総合医療保険(団体型))を含むものとします。

当社(日本生命保険相互会社)は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただきます。このため、利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただきます期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

また、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。

また、個人情報保護に関する法令に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細について、当社にお問合せいただくことができます。

【登録事項】

- 被保険者の氏名、生年月日および性別
- 保険契約の種類(医療保障保険(団体型・個人型))
- 治療給付率
- 入院給付金日額
- 保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名
- 保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。)
- 契約日

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

II. 給付金のお支払いについて

1. 入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金について

保険期間中、被保険者が次の支払事由に該当された場合に、入院給付金、手術給付金(20倍)、手術給付金(5倍)、放射線治療給付金をお支払いします。

また、入院給付金(20倍)、手術給付金(5倍)、放射線治療給付金の受取人は本人(主たる被保険者)となります。

給付の名称	支払事由	支払額	支払限度(※1)
入院給付金	ケガや病気、または骨髄幹細胞の採取術により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額×入院日数	・1回の入院についての限度日数は加入動員プランフレット等にてご確認ください ・通算1,095日
手術給付金(20倍)	1泊2日以上継続して入院中に手術(※2)を受けたとき	入院給付金日額×20	お支払限度はございません
手術給付金(5倍)	外来または日帰り入院中に手術(※2)(※3)を受けたとき	入院給付金日額×5	通算して30回を限度ただし、手術給付金(20倍)が支払われる場合は除きます
放射線治療給付金	放射線治療(※2)を受けたとき	入院給付金日額×10	お支払限度はございません ただし、60日の間に1回のお支払いとなります

- *1 給付限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
- *2 公的医療保険制度(別表1)以下「公的医療保険制度」といいます。の对象となるものまたは先進医療(別表6)以下「先進医療」といいます。に該当するものに限ります。
- *3 骨髄幹細胞の採取術を含みます。

2. お支払いの対象となる入院について
- 被保険者が、保険期間中に次の(1)または(2)に定める入院をされたときに、給付金をお支払します。
- (1)次のすべての条件を満たす入院をしたとき
- ①その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病(別表2に記載する異常分娩を含みます。)を直接の原因とする入院であること
 - (注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
 - ②傷害または疾病の治療を目的とする入院であること
 - 医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)または歯科医師による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等(病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療または通院による治療によつては治療の目的を達することができないため、病院または診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することを行います。
 - (注)美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院等は、「治療を目的とする入院」に該当しません。
- ③1泊2日以上継続した入院であること
- ④別表3に定める病院または診療所における入院であること
- (2)次のすべての条件を満たす入院をしたとき
- ①骨髄幹細胞の採取術を直接の目的とする入院であること(ただし、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて1年を経過した日以後の入院に限るものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けることを要します。)
 - ②1泊2日以上継続した入院であること
 - ③別表3に定める病院または診療所における入院であること

3. 入院給付金の支払に関するその他の事項
- (1)2回以上入院をされた場合
- それぞれ入院の原因の如何を問わず、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。
- (2)入院中に入院給付金日額の減額があった場合に
- 入院中に入院給付金日額の減額があった場合には、入院給付金の支払額は入院中の各日現在の入院給付金日額に基づいて計算します。
- (3)入院中に保険期間が満了した場合
- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険期間の満了した日のそれと同額とします。

4. お支払いの対象となる手術について
- 被保険者が保険期間中に次の(1)または(2)に定める手術を受けたときに、手術給付金をお支払します。
- (1)次のすべての条件を満たす手術をしたとき
- ①その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故または発病した疾病(異常分娩(別表2)を含みます。)を直接の原因とした手術であること
 - (注)被保険者がその被保険者の加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として手術を受けた場合でも、その被保険者の加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
 - ②治療を直接の目的とし、病院または診療所における手術であること
 - 病院または診療所とは、別表3に該当するものをいいます。
 - (注)美容整形上の手術、疾病を直接の原因とした不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査等)のための手術等は、「治療を直接の目的とした手術」に該当しません。また、移植については、被保険者が受容者となる手術に限るものとします。
- ③次の(a)(b)いずれかの手術であること
- (a)公的医療保険制度に基づく(医科診療報酬点数表(別表4)以下「医科診療報酬点数表」といいます。))によって手術料の算定対象として列挙されている手術(公的医療保険制度に基づく(歯科診療報酬点数表(別表5)以下「歯科診療報酬点数表」といいます。))によって手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は含まれません。))。ただし、次に定めるものを除きます。
 - (b)先進医療に該当する手術

- (i) 創傷処理
 - (ii) 皮膚切開術
 - (iii) デブリードマン
 - (iv) 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
 - (v) 外耳道異物除去術
 - (vi) 鼻内異物摘出術
 - (vii) 歯槽手術
- (b)先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切開、摘除、修復等の操作を加える手術。ただし、次に定めるものを除きます。
- (i) 歯、歯齦または歯肉の処置に伴う手術
 - (ii)(a)において、支払事由に該当する手術から除いているもの
- なお、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。
- (2)次の①に定める骨髄移植術または②に定める骨髄幹細胞の採取術のいずれかを受けたとき
- ①(1)の①および②を満たす、医科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術であること
 - ②別表3に定める病院または診療所における、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて1年を経過した日以後に受けた骨髄幹細胞の採取術であること

5. 手術給付金の支払に関するその他の事項
- (1)同一の日に複数回手術を受けた場合(1つの手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。)
- お支払いの対象となる1つの手術についてのみ、手術給付金(20倍)または手術給付金(5倍)をお支払します。
- この場合、手術給付金(20倍)と手術給付金(5倍)のお支払対象となる手術を同一の日に受けたときには、手術給付金(20倍)をお支払します。
- (2)一連の手術を受けた場合
- お支払いの対象となる同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、その手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、それらの手術のうち給付金額の高い whichever 1つの手術についてのみ手術給付金(20倍)または手術給付金(5倍)をお支払します。
- (3)入院中に保険期間が満了した場合
- 保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の手術については、お支払いの対象とはなりません。

6. お支払いの対象となる放射線治療について
- 被保険者が保険期間中に次のすべての条件を満たす放射線治療を受けたときに、放射線治療給付金をお支払します。
- (1)その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とする放射線治療であること
 - (注)被保険者がその被保険者の加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として放射線治療を受けた場合でも、その被保険者の加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に放射線治療を受けたときは、その放射線治療は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
 - (2)治療を直接の目的とし、病院または診療所における放射線治療であること
 - 病院または診療所とは、別表3に該当するものをいいます。
 - (3)次のいずれかの放射線治療であること
 - ①医科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術(歯科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術については、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている施術以外は含まれません。)
 - ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術
 - (4)すでに放射線治療給付金の支払事由に該当している場合
- 放射線治療給付金が支払われることとなった最後の施行日からその日を含めて60日経過後に受けられたものであること

7. 放射線治療給付金の支払に関するその他の事項
- 入院中に保険期間が満了した場合
- 保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の放射線治療については、お支払いの対象とはなりません。

- III. 給付金をお支払いできない場合等について
1. 次のような場合には、給付金のお支払いはできません。
- (1)被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当されたとき
 - ・被保険者またはその被保険者の故意または重大な過失によるとき(注1)
 - ・その被保険者の犯罪行為によるとき
 - ・その被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき
 - ・その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - ・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・その被保険者の薬物依存によるとき(注2)
 - ・頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)
 - (注1)家族特約に加入されている配偶者・子どもが、その主契約の被保険者(給付金受取人)の故意または重大な過失により支払事由に該当された場合にも、給付金のお支払いはできません。
 - (注2)「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。
- (2)入院または手術の原因となる疾病や不慮の事故が加入(増額)日前に生じている場合
- ※ただし、加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、または手術を受けたときは、その入院または手術は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
- (3)保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、引受保険会社が告知を求めた事項について、告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたとき、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- (4)保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- (5)保険契約者または被保険者が給付金を不法に取得する目的もしくは他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、この保険契約の締結・被保険者の加入等を行ったために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- (6)保険契約者から保険料の払込みがなくこの保険契約が失効したとき
- (7)次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき(この場合、その事由が生じたとき以降に発生した給付金の支払事由については、給付金をお支払いしません。)
- ①保険契約者、被保険者または給付金受取人が、給付金を詐欺する目的または他人に詐欺させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
 - ②この保険契約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
 - ③保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
 - (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係会社その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること
 - (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由に同等の重大な事由があるとき
 - (8)支払事由に該当した際に、脱退等により被保険者でなくなっているとき
2. 次のような場合、給付金を削減してお支払いするかまたは給付金をお支払いしないことがあります。
- 以下のいずれかによって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすとき
- ・地震、噴火または津波によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

IV. 給付金のご請求について

○給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに保険契約者へご連絡ください。
○請求書類は、保険契約者である団体に用意してあります。保険契約者を經由して当社へご提出ください。
○請求書類は、次のとおりです。
・当社所定の『給付金請求書』
・国内の病院または診療所の場合
 - 当社所定の様式による『入院・手術・3大疾病診断書（証明書）』または所定の要件を満たした診断書
ただし、入院給付金または手術給付金を請求する場合は、以下の条件に該当する場合、『入院・手術・3大疾病診断書（証明書）』に代わり、『治療内容報告書』と『領収書のコピー』をあわせてご提出いただくことでご請求いただけます。
(1) 入院給付金をご請求いただく場合
 ・入院日数が**30日以下**、または給付金額が**10万円以下**であること。
 ・すでに**退院**していること。
 ・病気による入院の場合、**ご加入（増額）から2年経過後の入院**であること。
(2) 手術給付金をご請求いただく場合
 ・受けられた手術が**1回のみ**であること。
 ・病気による手術の場合、**ご加入（増額）から2年経過後の手術**であること。
＜以下の場合は当社所定の『入院・手術・3大疾病診断書（証明書）』のご提出が必須です。＞
 ・先進医療または放射線治療を受けられた場合。
 ・労災保険や自賠責保険等の対象となり領収証に手術料の記載がない（健康保険の対象外）が、医科診療報酬点数表で手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられた場合。
※なお、ご提出いただいた『治療内容報告書』にて、お支払可否が判断できない場合は、当社所定の『入院・手術・3大疾病診断書（証明書）』をご提出いただく場合があります。

・不慮の事故を原因とする場合
 - 事故状況報告書
 - 交通事故による場合、自動車安全センター発行の交通事故証明書
（ただし、入院給付金のみのご請求で、入院日数20日未満かつ退院後の請求の場合は省略可）
・海外の病院または診療所の場合
 - **入院もしくは手術、放射線治療を受けられたとき、海外の医療施設が証明する診断書**
 - **不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証明する書類**
＜ご注意＞
○給付金の請求は、支払事由発生時から3年間をすぎますと、その権利がなくなります。
○ご請求があった場合で、当社が必要と認めたときには事実の確認を行い、また給付金の請求について当社の指定する医師に診断を行わせることがあります。

V. 法令等の改正に伴う変更について

この保険契約の支払事由、保険料その他この保険契約の内容（以下「支払事由等」といいます。）にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由等を変更することがあります。

VI. 当社からのお願い

被保険者の改姓・ご家族の異動などの場合には、すみやかに保険契約者を經由して当社へお知らせください。

VII. 個人情報の取扱いについて

この保険契約の運営にあたっては、保険契約者（以下、団体といいます。）および団体所属の事業所等（加盟企業・子会社等を含みます。以下同じ。）は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体が保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。団体・事業所等は、この保険契約の運営において入手する個人情報、この保険契約の事務手続きのため使用します。引受保険会社は受領した個人情報をご各種保険の引受け・継続・維持管理、給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用し、また、団体・事業所等へその目的の範囲内で提供します。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き団体・事業所等および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報取扱われます。なお、引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。なお、団体等がこの保険契約の事務を委託する場合には、当該事務の受託会社も団体等と同様に個人情報を取扱いします。
（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

別表1 公的医療保険制度
「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。
1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表2 対象となる異常分娩
対象となる異常分娩とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものに伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊婦、分娩および産じょうくへにおける浮腫、たんぱく尿および高血圧性障がい	O10～O16
主として妊婦に関連するその他の母体障がい	O20～O29
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
分娩の合併症	O60～O75
分娩（単胎自然分娩（O80）を除きます。）	O81～O84
主として産じょうくへに関連する合併症	O85～O92
その他の産科病態、他に分類されないもの	O94～O99

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。
(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に關し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。）、ただし、手術給付金および放射線治療給付金については、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。
なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
(2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 医科診療報酬点数表
「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表5 歯科診療報酬点数表
「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表6 対象となる先進医療
「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

備考
1. 骨髄幹細胞の採取術
「骨髄幹細胞の採取術」とは、組織の機能に障がいがある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄からの骨髄幹細胞の採取術をいい、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

2. 骨髄移植術
「骨髄移植術」とは、組織の機能に障がいがある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することを行い、末梢血幹細胞移植および頸帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。

【ご加入の生命保険をご活用いただくために】

保障内容をお受取人の方へお伝えください！

保障内容については、加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

複数の給付金をお受取りいただける可能性がございます。以下は代表的な事例となりますので、ご請求に際してはご請求もれのないよう、保障内容を十分にご確認ください！

【事例】 病気や不慮の事故が原因で所定の入院をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合

A病院にて入院の後、手術のためB病院へ転院した。その後経過良好につきB病院を退院した。

転院により複数の病院でそれぞれ2日以上以上の入院をされた場合、最後のB病院での入院についてのみ入院給付金をご請求され、他の入院について請求を失念されるケースがみられます。転院前のA病院での入院期間（2日以上）についても入院給付金をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】 手術をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合

入院を伴わない手術は支払いの対象にならないと思い、手術給付金の請求をしなかった。

総合医療保険（団体型）では、入院期間を問わず、「公的医療保険制度」の対象となる手術等を受けられた際には手術給付金をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】放射線治療を受けられた場合

たとえば・・・こんな事例の場合

放射線治療を受けた。

総合医療保険（団体型）では、「公的医療保険制度」の対象となる放射線治療等を受けられた際には、放射線治療給付金をお受取りいただける可能性がございます。

上記内容は、給付金等を適切にお受取りいただくためにご確認いただきたい代表的な事例をあげたものです。給付金等のお受取りについては所定の要件を満たす必要がありますので、保障内容の詳細は必ず加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。